

四半期報告書

(第62期第2四半期)

滋賀県彦根市宮田町591番地1

フジテック株式会社

E 0 1 6 2 2

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	13
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【四半期会計期間】 第62期第2四半期(自 平成20年7月1日至 平成20年9月30日)

【会社名】 フジテック株式会社

【英訳名】 FUJITEC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内山高一

【本店の所在の場所】 滋賀県彦根市宮田町591番地1

【電話番号】 0749 (30) 7111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務本部長 北川由雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目9番6号

【電話番号】 03 (4330) 8200 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京本社 IR・広報担当 野木正彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

フジテック株式会社 東京本社
(東京都港区三田三丁目9番6号)

フジテック株式会社 大阪支社
(大阪市浪速区難波中二丁目10番70号)
(パークスタワー18階))

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第62期 第2四半期連結 累計期間	第62期 第2四半期連結 会計期間	第61期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	49,659	26,437	110,632
経常利益 (百万円)	1,730	658	4,725
四半期(当期)純利益 (百万円)	493	46	2,219
純資産額 (百万円)	—	67,895	68,355
総資産額 (百万円)	—	110,718	112,043
1株当たり純資産額 (円)	—	673.10	675.35
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	5.27	0.50	23.66
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	56.9	56.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,055	—	3,453
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△9,007	—	2,675
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,920	—	△6,594
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	7,435	16,866
従業員数 (名)	—	7,293	7,151

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標の推移については記載していません。
2 売上高には、消費税等は含めていません。
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	7,293	[300]
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	2,726	[227]
---------	-------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは単一の事業活動を営んでおり、事業の種類別セグメント情報の記載を行っていないため、生産実績、受注状況および販売実績について事業部門別に記載しています。

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における事業部門別の生産実績は、次のとおりです。

事業部門の名称	生産高(百万円)
エレベータ部門	26,750
立体駐車設備部門	218
合 計	26,968

(注) 1 金額は平均販売価格によっています。
2 上記の金額に消費税等は含めていません。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における事業部門別の受注状況は、次のとおりです。

事業部門の名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
エレベータ部門	32,594	112,023
立体駐車設備部門	270	332
合 計	32,865	112,355

(注) 上記の金額に消費税等は含めていません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における事業部門別の販売実績は、次のとおりです。

事業部門の名称	販売高(百万円)
エレベータ部門	25,928
立体駐車設備部門	508
合 計	26,437

(注) 1 相手先別の販売実績が、総販売実績に対し10%以上のものはありません。
2 上記の金額に消費税等は含めていません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の世界経済は、米国の景気停滞とともに先進国の景気減速が一段と強まり、高成長を維持してきた新興国にも減速傾向が見られました。日本経済も内外需要とも振るわず、景気後退が懸念されるなど厳しい環境で推移しました。

昇降機業界におきましては、北米市場の需要は集合住宅が低調に推移し、オフィスビルや商業施設などにも陰りが見られました。一方、中国市場では集合住宅を中心 NEEDSに需要が引き続き増加し、また、シンガポールを中心とする南アジア地域でも、建設投資は堅調に推移しました。日本市場では、公共事業の縮減が継続し、民間部門ではマンション供給が大幅に減少しました。収益面では、景気減速を反映した激しい価格競争と原材料価格の高騰が続くなど、厳しい状況の下で推移しました。

このような情勢の下、当第2四半期連結会計期間の受注高は328億65百万円となりました。国内受注高はマンション供給が減少した一方、海外受注高は、中国での集合住宅の増加および南アジアや中東での大型物件の獲得などで伸長しました。売上高は、国内売上高が104億93百万円、海外売上高が159億43百万円となった結果、264億37百万円となりました。受注残高は第1四半期連結会計期間末に比べ4.9%増加し、1,123億55百万円となりました。

損益面では、営業利益は日本で、たな卸資産評価損や操業度差損により、営業損失となりましたが、東アジアや南アジアが寄与した結果、7億22百万円となりました。営業外収支は為替の円高の影響などで64百万円の損失となり、経常利益は6億58百万円となりました。特別損益で、固定資産除売却損82百万円などを計上し、税金等調整前四半期純利益は、5億72百万円となりました。税金費用は法人税等調整額が増加した結果、四半期純利益は46百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

(日本)

売上高は、122億76百万円となりました。営業損益は、当第2四半期会計期間に、たな卸資産評価損1億34百万円や操業度差損により、1億85百万円の営業損失となりました。

(北米)

売上高は、ニューヨーク市全域でのビル建築工事遅延に伴いエレベータ新規工事の進捗が遅れ、44億89百万円となり、営業損益は、採算性を重視した新規工事の絞り込みにより、1百万円の営業損失となりました。

(欧州)

売上高は、採算性重視の新規工事と保守を中心とする方針を継続し、3億41百万円となり、営業損益は、第1四半期連結会計期間に対し損失が14百万円減少し、若干の営業損失となりました。

(南アジア)

売上高は、住宅・商業施設などを中心とした堅調な建設投資を背景として、新規工事・保守共に伸長し、31億58百万円となり、営業利益は新規工事の採算性向上により、3億32百万円となりました。

(東アジア)

売上高は、住宅開発需要が堅調な中国を中心に伸長し、省エネルギー性に優れコンパクトな機械室の「エクセルGLVF-II」の販売増や新標準型エスカレータ「GSタイプ」の好調な輸出により、81億65百万円となり、営業利益は売上高の増加に伴い、6億53百万円となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりです。

(エレベータ部門)

売上高は、海外売上高の伸長により259億28百万円となり、営業利益は東アジアでの売上高の増加などに伴い、7億15百万円となりました。

(立体駐車設備部門)

日本が主体の同部門の売上高は5億8百万円となり、営業利益は7百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、74億35百万円となり、主に定期預金（期間が3ヵ月超）の預入51億40百万円により、第1四半期連結会計期間末に比べ34億73百万円減少しました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、7億5百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益5億72百万円、減価償却費5億87百万円、および仕入債務の増加7億19百万円に対し、賞与引当金の減少14億8百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、60億9百万円の支出となりました。これは主に、定期預金（期間が3ヵ月超）の預入51億40百万円や有形固定資産の取得7億1百万円によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増加8億47百万円および長期借入金の増加2億57百万円などにより、9億36百万円の収入となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに発生した課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 基本方針の内容

当社は昭和23年に創業以来エレベータ、エスカレータ、オートウォーク、立体駐車設備の専業メーカーとして、生産、販売、保守の一貫した事業をグローバルに展開しています。

当社グループは世界20の国と地域に10の生産拠点と多数の販売拠点を有し、連結経営時代に即応した全体最適を追求する業務執行体制によって、グローバルな相互連携を図りながら、地域に根ざした経営を展開しています。また、グループ全体として、世界市場の多様なニーズに対応した商品の開発を進める一方、各拠点でコスト、品質面で有利な部品等を相互に供給しあう複合生産体制を推進して、商品力の強化に努めています。

「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々と共に創ります。」という経営理念の下、持続的な成長と収益によって株主、顧客、ユーザ、取引先、地域住民並びに社員等当社グループすべてのステークホルダーの満足を追求し、高度な研究開発力、生産技術、フィールド技術力を構築し、信頼される高品質な商品を納入するとともに、トータルライフを通じて商品を維持し、グローバルな事業活動によって、世界の国々の産業振興と経済発展に貢献し、世界の人々と文明、文化を相互理解し、共存共栄を図っていくことを目指しています。この理念を、当社グループ一丸となって実現することこそが当社の企業価値の源泉であり、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

①財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは会社の支配に関する基本方針の実現を目指し、平成19年4月から新しい中期経営計画（Regeneration for Quality）をスタートいたしました。これは、

- * お客様に信頼され喜ばれる商品とサービスを提供する。
 - * 感性と創造力を大切にして、新しい価値を創造し、社会に貢献する。
 - * 社員1人ひとりが成長し、専業メーカーとしての誇りをもてる会社になる。
- という長期ビジョン（Top Quality for Customers）実現に向けた第1ステップとして、
- * 安全と品質を最優先に、顧客の信頼と期待に応える。
 - * グローバルで評価されるナンバーワン商品を提供する。
 - * 企業体質を革新して、持続的成長基盤を強固にする。

という3つの経営ビジョンを掲げ、選択と集中による利益率向上、品質の向上を経営方針の中核として、平成21年度末に営業利益率8%の達成、業界トップクラスの商品信頼性維持向上を目指しているものです。

②会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年5月11日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「大規模買付ルール」といいます。）」の導入を決定し、同年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様の承認を得ております。これは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の判断に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われます。したがいまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えています。

また、買収者による買収の中には、その目的や態様等から見て、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買収内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社および当社グループ会社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年にわたる信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買収者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

3. 具体的な取り組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、「大規模買付ルール」の導入にあたって、以下の理由から、「大規模買付ルール」が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

「大規模買付ルール」は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する方針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

「大規模買付ルール」は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

「大規模買付ルール」によって、当社株主および投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、「大規模買付ルール」が株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

③株主意思を重視するものであること

「大規模買付ルール」は、当社第60期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得て導入したものでです。

また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会により「大規模買付ルール」を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、「大規模買付ルール」は速やかに変更または廃止されることになっております。

以上の理由から、「大規模買付ルール」の消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

④独立委員会の設置による当社取締役会判断の客觀性および合理性の担保

当社は、「大規模買付ルール」の導入にあたり、株主の皆様のために「大規模買付ルール」の発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者委員3名により構成されます。

取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で「大規模買付ルール」の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤合理的な客觀的発動要件の設定

「大規模買付ルール」は、予め定められた合理的な客觀的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における研究開発費の総額は、4億64百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	93,767,317	93,767,317	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	93,767,317	93,767,317	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日 ～平成20年9月30日	—	93,767	—	12,533	—	14,565

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シティグループ・グローバル・マーケット・インク (常任代理人 日興シティグループ証券株式会社)	388 GREENWICH STREET NEW YORK, N.Y. 10013 U.S.A. (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)	10,577	11.28
株式会社 ウチヤマ・インターナショナル	大阪府茨木市庄一丁目28番10号	10,025	10.69
メロン パンク トリーティー クライアンツ オムニバス (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA02108, U.S.A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,737	6.11
富士電機ホールディングス株式 会社	川崎市川崎区田辺新田1番1号	5,089	5.42
クレディット スイス チュ リッヒ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行決済事業部)	600 CH-8070 ZURICH SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	4,651	4.96
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,297	4.58
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	4,203	4.48
日本トラステイ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,162	3.37
日本トラステイ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,834	3.02
日本トラステイ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,014	2.14
計	—	52,589	56.08

(注) 次の法人等から金融商品取引法に基づく大量保有(変更)報告書の提出があり、次のとおり株式を保有している旨報告を受けていますが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

大量保有(変更)報告書の内容は次のとおりです。

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)	報告義務発生日
リバーバンク・ホールディングス・コーポレーション 他1社	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.	14,977	15.97	平成20年2月12日
トワイーディー・ブルーウ ン・カンパニーLLC	10022 ニューヨーク州、ニューヨ ーク市、パークアベニュー350	7,255	7.74	平成13年12月31日
ソシエテジエネラルアセツ トマネジメントインターナ ショナル リミテッド 他1社	英国 ロンドン市 プリムローズ ストリート エクスチェンジハウ ス9階 EC2A 2EF	4,765	5.08	平成20年1月31日
ダルトン・インベストメン ツ LLC	カリフォルニア州90025、ロサンゼ ルス市ウィルシャー・ブルヴァー ド12424、スイート600	3,869	4.13	平成20年2月12日
モルガン・スタンレー証券 株式会社他7社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3 号	3,378	3.60	平成20年2月15日

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 174,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,260,000	93,260	—
単元未満株式	普通株式 333,317	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	93,767,317	—	—
総株主の議決権	—	93,260	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれています。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれています。
- 2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式500株および当社所有の自己株式619株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) フジテック株式会社	滋賀県彦根市宮田町591番地1	174,000	—	174,000	0.19
計	—	174,000	—	174,000	0.19

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	619	677	669	650	587	598
最低(円)	518	584	583	565	525	501

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

(役職の異動)

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役	グローバルオペレーション本部長	代表取締役	内山 高一 平成20年10月1日
取締役	風土革新推進担当	取締役 総合企画本部長	住本 彰 平成20年10月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,940	17,661
受取手形及び売掛金	27,427	30,048
有価証券	0	0
商品及び製品	4,275	3,373
仕掛品	8,792	8,043
原材料及び貯蔵品	6,134	5,794
その他	3,590	2,437
貸倒引当金	△350	△376
流動資産合計	67,811	66,981
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 14,940	※1 16,256
機械装置及び運搬具（純額）	※1 2,691	※1 3,043
工具、器具及び備品（純額）	※1 1,737	※1 1,775
土地	6,780	6,914
建設仮勘定	805	413
有形固定資産合計	26,956	28,404
無形固定資産		
のれん	1,379	1,944
その他	1,868	1,871
無形固定資産合計	3,248	3,816
投資その他の資産		
投資有価証券	6,719	6,698
長期貸付金	1,928	1,927
その他	4,358	4,517
貸倒引当金	△303	△302
投資その他の資産合計	12,702	12,841
固定資産合計	42,907	45,061
資産合計	110,718	112,043

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成20年9月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,260	11,687
短期借入金	5,458	8,272
1年内返済予定の長期借入金	932	800
未払法人税等	802	485
賞与引当金	635	1,354
工事損失引当金	1,184	909
その他の引当金	69	208
その他	14,785	12,299
流動負債合計	35,129	36,017
固定負債		
長期借入金	1,132	1,000
退職給付引当金	4,790	4,450
その他	1,770	2,219
固定負債合計	7,694	7,669
負債合計	42,823	43,687
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,533	12,533
資本剰余金	14,565	14,565
利益剰余金	47,772	48,710
自己株式	△120	△116
株主資本合計	74,751	75,693
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126	1,403
繰延ヘッジ損益	1	1
為替換算調整勘定	△12,881	△13,881
評価・換算差額等合計	△11,754	△12,476
少数株主持分	4,897	5,138
純資産合計	67,895	68,355
負債純資産合計	110,718	112,043

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	49,659
売上原価	40,019
売上総利益	9,640
販売費及び一般管理費	※1 8,105
営業利益	1,534
営業外収益	
受取利息	367
受取配当金	112
その他	202
営業外収益合計	682
営業外費用	
支払利息	257
為替差損	42
その他	186
営業外費用合計	486
経常利益	1,730
特別利益	
固定資産売却益	719
その他	19
特別利益合計	739
特別損失	
固定資産除売却損	486
たな卸資産評価損	915
その他	48
特別損失合計	1,450
税金等調整前四半期純利益	1,019
法人税、住民税及び事業税	611
法人税等調整額	△377
法人税等合計	234
少数株主利益	292
四半期純利益	493

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	26,437
売上原価	21,584
売上総利益	4,852
販売費及び一般管理費	※1 4,130
営業利益	722
営業外収益	
受取利息	92
受取配当金	31
その他	118
営業外収益合計	241
営業外費用	
支払利息	47
為替差損	184
その他	73
営業外費用合計	305
経常利益	658
特別利益	
固定資産売却益	3
その他	0
特別利益合計	3
特別損失	
固定資産除売却損	82
その他	6
特別損失合計	89
税金等調整前四半期純利益	572
法人税、住民税及び事業税	△389
法人税等調整額	774
法人税等合計	385
少数株主利益	140
四半期純利益	46

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,019
減価償却費	1,184
有形固定資産売却損益（△は益）	△618
たな卸資産評価損	915
売上債権の増減額（△は増加）	2,939
たな卸資産の増減額（△は増加）	△3,018
仕入債務の増減額（△は減少）	△399
賞与引当金の増減額（△は減少）	△750
前受金の増減額（△は減少）	2,688
その他	△640
小計	3,319
法人税等の支払額	△264
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,055
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,188
有形固定資産の売却による収入	1,737
定期預金の預入による支出	△9,738
定期預金の払戻による収入	91
利息及び配当金の受取額	480
その他	△389
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,007
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△2,912
長期借入れによる収入	257
利息の支払額	△282
配当金の支払額	△655
少数株主への配当金の支払額	△322
その他	△4
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,920
現金及び現金同等物に係る換算差額	441
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△9,430
現金及び現金同等物の期首残高	16,866
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,435

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

たな卸資産については、従来、主として個別法または総平均法による原価基準を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として個別法または総平均法による原価基準（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。

この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ4億15百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は13億30百万円減少しています。

なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しています。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。

これに伴い、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ49百万円減少しています。

なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しています。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

固定資産の減価償却費の算定方法

固定資産の合理的な予算制度に基づく年間償却予定額を期間按分する方法により算定しています。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(追加情報)

当社は平成20年度の法人税法改正に伴い、第1四半期連結会計期間より機械装置については、改正後の耐用年数に基づき減価償却を行っています。この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合と比べ、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ31百万円減少しています。

なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 17,255百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 19,106百万円
2 受取手形割引高 一千万円	2 受取手形割引高 94百万円
3 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っています。 フジテック エジプトCO., LTD. 14百万円	3 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っています。 フジテック エジプトCO., LTD. 13百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1 販売費および一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。 給料手当 3,059百万円 賞与引当金繰入額 124百万円 退職給付費用 164百万円 貸倒引当金繰入額 128百万円

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
※1 販売費および一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりです。 給料手当 1,526百万円 賞与引当金繰入額 81百万円 退職給付費用 80百万円 貸倒引当金繰入額 91百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 17,940百万円 預入期間が3か月超の定期預金 △10,504〃 現金及び現金同等物 7,435百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日至 平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	93,767

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	174

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	655	7.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月5日 取締役会	普通株式	467	5.00	平成20年9月30日	平成20年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）および当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当企業集団はエレベータ、エスカレータおよび立体駐車設備等各種電機輸送機の生産、販売、据付、保守を一貫して行う専業メーカーとして、単一の事業活動を営んでいるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	南アジア (百万円)	東アジア (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,098	4,472	339	3,094	7,431	26,437	—	26,437
(2) セグメント間の 内部売上高	1,178	17	1	64	733	1,995	(1,995)	—
計	12,276	4,489	341	3,158	8,165	28,432	(1,995)	26,437
営業利益または 営業損失 (△)	△185	△1	△0	332	653	798	△76	722

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	南アジア (百万円)	東アジア (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	20,977	9,137	500	5,977	13,067	49,659	—	49,659
(2) セグメント間の 内部売上高	1,827	34	9	129	1,183	3,185	(3,185)	—
計	22,805	9,171	509	6,106	14,251	52,844	(3,185)	49,659
営業利益または 営業損失 (△)	△267	△56	△15	747	1,124	1,531	3	1,534

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 日本以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 北米……………米国、カナダ
- (2) 欧州……………英国、ドイツ
- (3) 南アジア……………シンガポール、インドネシア
- (4) 東アジア……………中国、香港、台湾、韓国

3 会計処理方法の変更

(1) たな卸資産の評価に関する会計基準

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、たな卸資産については、従来、主として個別法または総平均法による原価基準を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法または総平均法による原価基準(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しています。この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の「日本」の営業利益は4億15百万円減少しています。

(2)連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。これに伴い、当第2四半期連結累計期間の営業利益は「北米」が54百万円、「欧州」が5百万円それぞれ減少し、「東アジア」が11百万円増加しています。

4 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、平成20年度の法人税法改正に伴い、第1四半期連結会計期間より機械装置については、改正後の耐用年数に基づき減価償却を行っています。この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の「日本」の営業利益は31百万円減少しています。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	北南米	南アジア	東アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	4,644	3,094	6,942	1,262	15,943
II 連結売上高(百万円)					26,437
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.6	11.7	26.2	4.8	60.3

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	北南米	南アジア	東アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	9,374	5,977	12,283	1,981	29,616
II 連結売上高(百万円)					49,659
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	18.9	12.0	24.7	4.0	59.6

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっています。

2 各区分に属する主な国または地域

- (1) 北南米……………米国、カナダ、アルゼンチン、ペネズエラ
- (2) 南アジア……………シンガポール、フィリピン、マレーシア
- (3) 東アジア……………中国、香港、台湾、韓国
- (4) その他の地域……欧州、中近東

3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高です。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
673.10円	675.35円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	67,895	68,355
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分) (うち利益処分による従業員奨励及び福利基金) (百万円)	4,897 (4,897) (—)	5,143 (5,138) (4)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産(百万円)額	62,997	63,212
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数 (千株)	93,592	93,600

2 1 株当たり四半期純利益金額

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
5.27円	0.50円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
四半期純利益(百万円)	493	46
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	493	46
普通株式の期中平均株式数(千株)	93,596	93,594

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成20年11月5日開催の取締役会において、第62期中間配当について、次のとおり決議しました。

(1) 中間配当による配当金の総額 467百万円

(2) 1株当たり金額 5円00銭

(3) 支払請求権の効力発生日および支払開始日 平成20年12月1日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

フジテック株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 公認会計士 宮 本 富 雄 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 洲 崎 篤 史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフジテック株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載の通り、会社は棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月13日

【会社名】 フジテック株式会社

【英訳名】 FUJITEC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内山高一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 滋賀県彦根市宮田町591番地1

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

フジテック株式会社 東京本社
(東京都港区三田三丁目9番6号)

フジテック株式会社 大阪支社
(大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
(パークタワー18階))

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 内山高一は、当社の第62期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。